

習志野偕生園ショートステイサービス 従来型（2024年10月適用）

(1) 利用料金一覧表 【基本利用料】 1日あたり

上段：従来型個室 下段：多床室		基本単位	介護保険一部負担 (1割の場合)	食費	滞在費	1日分合計	
介護 予防	要支援1	451単位	481円	1,550円 朝 390円 昼 620円 夕 540円	従来型個室 1,231円	3,262円	
	要支援2	564単位	598円			3,946円	
要介護1	603単位	643円	1,550円			従来型個室 1,231円	3,379円
							3,063円
要介護2	672単位	717円	1,550円		多床室 915円	3,424円	
						3,108円	
要介護3	745単位	795円	1,550円		多床室 915円	3,498円	
						3,182円	
要介護4	815単位	869円	1,550円		多床室 915円	3,576円	
						3,260円	
要介護5	884単位	943円	1,550円	多床室 915円	3,650円		
					3,334円		
						3,724円	
						3,408円	

※地域区分単価は10.66円となります。

※介護保険一部負担については「介護保険負担割合証」の割合となります。

【食事の提供に関わる費用及び滞在費】

食事の提供に関わる費用	1,550円/日(朝 390円・昼 620円・夕 540円)	
滞在費	従来型個室：1,231円/日	多床室：915円/日

注)「介護保険負担限度額認定証」をお持ちの場合、上記料金にかかわらず、認定証に記載された金額となります。

【基本加算/共通】

サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22単位/日	※当施設の職員体制に従い、該当するいずれかひとつを算定いたします
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18単位/日	
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6単位/日	
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の14.0%を加算	※当施設の体制に従い、該当するいずれかひとつを算定いたします
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の13.6%を加算	
介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の11.3%を加算	
介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の9.0%を加算	

要介護1~5の方のみ(要支援1・2の方は対象外)

夜勤職員配置加算(Ⅰ)	13単位/日	職員配置状況により算定
看護体制加算(Ⅰ)	4単位/日	
看護体制加算(Ⅱ)	8単位/日	
看護体制加算(Ⅲ)イ	12単位/日	利用者状況により算定
看護体制加算(Ⅳ)イ	23単位/日	

【各種加算・減算/該当者のみ】

送迎加算	184単位/片道	居宅・施設間の送迎に限る。規程時間(9:00~17:00)外は実費
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200単位/日	医師が認知症の行動・心理症状が認められるため、緊急に利用することが適当であると判断した方に対しサービスを提供した場合。利用開始から7日を限度として算定

習志野偕生園ショートステイサービス 従来型（2024年10月適用）

緊急短期入所受入加算	90 単位/日	利用者の状態や家族等の事情により担当介護支援専門員が緊急に利用が必要と認め方に対し、サービス計画に位置付けのないサービスを緊急に行った場合 7日まで(家族の疾病、やむを得ない事情の場合は14日まで) 要介護1～5の方のみ
若年性認知症利用者受入加算	120 単位/日	若年性認知症ごとに担当者を定め、ニーズに応じたサービスを提供した場合
療 養 食 加 算	8 単位/回	医師の指示がある方 1日に3回を限度とする
長 期 利 用 者 提 供 減 算 (介護予防除く)	▲30 単位/日	連続して30日を超えて60日までサービスを行った場合
長 期 利 用 者 提 供 減 算 (介護予防)	連続して30日を超えてサービスを行った場合、減算されます。	

※上記利用料等は、法律の改正等により、変更される場合があります。

【その他利用料】

日常生活において必要とされるものであって、利用者負担が適当と認められる費用
※別添「実費サービス一覧表」記載の料金実費サービスのご利用は、あくまでもご利用者が希望された場合、またはご家族からのご依頼による場合に限りです。

(2) キャンセル料

利用予定期間の初日分の食費と滞在費をキャンセル料としていただきます。

ただし、以下の事由に該当する場合はキャンセル料はいただきません。

- ・入所前日の午後0時までにご連絡をいただいた場合
- ・体調不良時

(3) 利用の中止

利用途中にサービスを中止して退所する場合、退所日までの日数を基に計算します。

※以下の事由に該当する場合、利用途中でもサービスを中止する場合があります。

- ・ご利用者が中途退所を希望した場合
- ・入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合
- ・利用中に体調が悪くなった場合
- ・他の利用者の生命または健康に重大な影響を与える行為があった場合

(4) 支払方法

毎月15日までに前月分の請求をいたします。お支払い方法は、ゆうちょ銀行を通しての口座引き落としを基本といたします。引き落とし日は原則として毎月27日(金融機関休業日の場合は翌営業日)になります。通帳には「偕生園ショート」と印字されますのでご確認ください。また、後日領収書を発行いたします。